審查基準 · 標準処理期間整理票

処分の内容		火葬、埋葬	火葬、埋葬及び改葬の許可					
根拠法令及び条項		〔 墓地、埋 葬	墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項					
審査基準	■有(第3条第1項に該当する場合を含む。)							
	□無(根拠:第3条第2項第 号に該当)							
	公表 ■する □しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)							
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)							
	墓地、埋葬等に関する法律施行規則第1条、同規則第2条							
	別紙のとおり							
					1			
審査基準設定年月日		昭和23年	7月13日	審 査 基 準 最終変更年月日	平成20年	5月	2日	
		■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)						
標準処理期間		期間(即日)			
		□無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)						
標準処理期間		平成26年12月24日		標準処理期間	年	月	日	
設定年月日		1 /4/42 0 1	,	最終変更年月日	1 /1			
所管部署		市民文化部 ハイサイ市民課						
備考								

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要が ない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

審查基準【内容】

墓地、埋葬等に関する法律施行規則

[埋葬又は火葬の許可の申請]

- 第1条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。) 第5条第1項〔埋葬・火葬又は改葬の許可〕の規定により、市町村長(特別区の 区長を含む。以下同じ。)の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の 事項を記載した申請書を、同条第2項〔市町村長の許可〕に規定する市町村長 に提出しなければならない。
 - 一 死亡者の本籍、住所、氏名(死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名)
 - 二 死亡者の性別 (死産の場合は、死児の性別)
 - 三 死亡者の出生年月日(死産の場合は、妊娠月数)
 - 四 死因(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第4項まで及び第7条に規定する感染症、同条第8項に規定する感染症のうち同法第7条に規定する政令により当該感染症について同法第30条の規定が準用されるもの並びに同法第6条第9項に規定する感染症、その他の別)
 - 五 死亡年月日(死産の場合は、分べん年月日)
 - 六 死亡場所(死産の場合は、分べん場所)
 - 七 埋葬又は火葬場所
 - 八 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄

〔改葬の許可の申請〕

- 第2条 法第5条第1項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。
 - 一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別(死産の場合は、父母の本籍、住所及 及び氏名)
 - 二 死亡年月日(死産の場合は、分べん年月日)
 - 三 埋葬又は火葬の場所
 - 四 埋葬又は火葬の年月日
 - 五 改葬の理由

六 改葬の場所

- 七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者 (以下「墓地使用者等」という。) との関係
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 墓地又は納骨堂(以下「墓地等」という。)の管理者の作成した埋葬若しく は埋蔵又は収蔵の事実を証する書面(これにより難い特別の事情のある場合 にあっては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面)
 - 二 墓地使用者等以外の者にあっては、墓地使用者等の改葬についての承諾書 又はこれに対抗することができる裁判の謄本
 - 三 その他市町村長が特に必要と認める書類